

2013年3月25日

刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）に関する「要綱案」について  
精神科七者懇談会総会声明

さる3月15日、法制審議会総会は、刑法（自動車運転に係る死傷事犯に対する罰則）改正「要綱案」を法務大臣に答申した。新罪を含めた自動車事故関連規定を刑法から分離して特別法とし、今国会に提出されると報じられている。

同「要綱案」では、危険な自動車運転への罰則を整備するとして、特定の病気にあるものが、その影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で死傷事故を起こした場合に15年以下の懲役とする新規罰則が規定されている。

対象となる病気として、意識障害をきたす疾患に並び、統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む）が道路交通法施行令の運転免許の欠格事由にならって挙げられ、政令で規定するとしている。

この新規罰則は、挙げられた病気に罹患した者が「正常な運転が困難な状態に陥る」可能性が高いという前提に立って、特定の病気であることを構成要件としている。しかし、特定の病名を挙げて運転不適性として排除する医学的根拠も統計的事実もない。警察庁提出の2011年資料でも、挙げられた病気を原因とする事故は非常に少なく、比率も極めて低い。このように特定の病気と危険運転との関係を示す根拠は全くないにもかかわらず、病名を要件として罰則の対象とするのは不当であり、法の下での平等に反する。

病気の影響による危険運転については、道交法第66条で、過労、病気、薬物の影響による運転の禁止が定められており、あらゆる疾患について注意義務が課せられている。にもかかわらず過って死傷事故に至った場合に、挙げられた病気の者だけが新規罰則の適用対象になりうるとするのは、特定の疾病・障害を理由にした差別にほかならず、障害者基本法に明記されている差別禁止条項に明らかに抵触する。また特定の精神疾患を挙げて罰則の対象とする法は諸外国でも例はなく、かかる差別法が創設されれば、国連・障害者権利条約の批准に向けた法改正と制度改革の努力も水泡に帰すと思われる。

また、根拠のない病名明記に加え、「支障が生じるおそれがある」という曖昧

な適用要件を残したまま特別法が制定されれば、当事者の通常運転に対しても忌避圧力が強くなる。自動車運転を生活手段とし社会生活を営む多数の精神疾患患者と回復者、てんかんを有する人の社会生活・雇用に多大な影響を及ぼし、計り知れない不利益と精神的苦痛を与えることとなる。また、これらの疾患に対して新たな偏見が形成されるおそれがある。

以上より、「要綱案」の特定の病気に関わる条文は削除されるべきであり、これを機に自動車運転免許の欠格事由に関わる検討も適正に行うべきである。国会において十分な審議を尽くすよう強く要望するものである。

### 精神科七者懇談会

社団法人 日本精神神経学会  
理事長 武田 雅俊  
精神医学講座担当者会議  
会長 朝田 隆  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
会長 山崎 学  
国立精神療養所院長協議会  
会長 舟橋 龍秀  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
会長 邊見 公雄  
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会  
会長 渡辺洋一郎  
一般社団法人 日本総合病院精神医学会  
理事長 黒木 宣夫